

治療薬の費用について

治療薬：経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します。
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります。

医療保険において、毎月の窓口負担（治療薬の費用を含む）について高額療養制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の負担は生じません

※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。

※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場、その超えた額を支給する制度です。

ワクチンの費用について

4月1日から

- 新型コロナワクチン全額公費は、初回接種、秋接種ともに終了します。
- 令和6年4月1日以降は65歳以上の方及び60~64歳で対象となる方（※）には秋冬に自治体による定期接種が自費で行われます。

（※）60~64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能に障害があり、日常生活が不可能な方